

【記載例】 肥料登録失効届

登録肥料の有効期間の満了、法人の解散、生産事業の廃止、他の都道府県への移転、保証成分等の変更による失効の場合は、本届出書と登録証を提出してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日又は投函日を記入します。

申請者が個人にあつては住民票に記載のとおり、法人は登記簿に記載のとおり御記入ください。
任意組織の名称等は記入しないでください。

住所 **千葉市緑区大金沢町941番地1**
(電話番号 **043-291-1875**)
(FAX番号 **043-291-1876**)
氏名 **千葉 太郎**

有効期間満了の場合、当該肥料の有効期間満了日の翌日の日付を御記入ください。満了前に生産廃止する場合は、生産を廃止した日付を御記入ください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日から下記の肥料の登録は有効期間の満了により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項の規定により登録証を添えて届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
千葉県第〇〇〇〇号	魚かす粉末	魚粕特号
千葉県第〇〇〇△号	加工家さんふん肥料	家さんふん241号
千葉県第〇〇〇□号	混合有機質肥料	混合有機肥料232号

失効する全ての肥料(但し県知事登録の普通肥料に限る)を記載してください。